

平成30年第12回厚岸町教育委員会会議録

招 集	日 時	平成30年 9 月26日 午前10時00分
	場 所	庁議室
開 会 日 時	平成30年 9 月26日 午前10時00分	
閉 会 日 時	平成30年 9 月26日 午前10時23分	
出 席 委 員	田 辺 正 保	
	濱 秀 利	
	平良木 宣 行	
	森 脇 直 美	
欠 席 委 員		
会議録署名	教 育 長	酒 井 裕 之
委 員	委 員	濱 秀 利
会 議 出 席 者	事務局職員	管理課長 真里谷 隆 管理課長補佐 渡 部 貴 志 生涯学習課長 高 橋 俊 彦 スポーツ課長 高 橋 政 一
	その他の者	

議事日程

日 程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	(議 案)	
	議案第55号	厚岸町教育委員会に属する教育機関嘱託職員の任用について
	議案第56号	厚岸町スクールバス条例施行規則の制定について
	議案第57号	厚岸町臨時スクールバス輸送取扱基準の一部を改正する訓令を定めることについて
6		閉会

平成30年第12回厚岸町教育委員会

平成30年9月26日

午前9時00分開会

●教育長 ただいまから、平成30年第12回厚岸町教育委員会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

 なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおりであります。

●教育長 日程第2「会期の決定」についてであります。委員会の会期を本日、9月26日の1日間としてよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 それでは、会期を本日9月26日の1日間といたします。また、本日の付議事件のうち、「議案第55号」については、人事に関する議案のため、会議規則第15条の規定により非公開とし、公開事件が終了した後に審議をしたいと思いますがよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 それでは、そのように決定いたします。

●教育長 日程第3、「前回会議録の承認」についてであります。平成30年8月29日に開会した第11回教育委員会の会議録の承認についてありますが、会議録署名委員の森脇委員、私がそれぞれ署名済でありますので、これをもちまして承認とさせていただきます。

●教育長 日程第4、「会議録署名委員の指名」についてであります。本日の会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により、濱委員を指名いたします。

●教育長 日程第5、議案第56号「厚岸町スクールバス条例施行規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただいま上程いただきました、議案第56号「厚岸町スクールバス条例施行規則の制定について」その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。議案書2ページをお開き願います。厚岸町立学校に通学する児童生徒の交通手段を確保するために、現在、8路線で運行しておりますが、児童生徒以外の利用いわゆる住民利用については、児童生徒が乗車したうえで、乗車定員に達していない場合に無償でご利用いただいております。町民の交通手段の一翼を担っております。厚岸町では、スクールバスの一般利用のほか患者輸送バスなど別々の制度で、公共交通機関がない地域の交通手段の確保を行ってきたところではありますが、それぞれの目的の違いから路線の重複や他の交通機関への接続性に問題がありました。

このような状況の中、平成29年度に設置された厚岸町地域公共交通活性化協議会において、地域で生活する上で、必要となる路線を持続的に確保していくために、また、利用しやすい交通網を形成する目的から、平成30年10月1日から有償による厚岸町デマンドバスの運行が決定いたしました。また、あわせてスクールバスについても、住民利用に対し、デマンドバスと同様に予約型の有償運行とすることが決定したところであります。

平成30年10月1日施行の厚岸町スクールバス条例に関し、スクールバス運行に際しての必要な事項を定めるため、本規則を制定するものであります。

第1条は、趣旨であります。この規則は、厚岸町スクールバス条例の施行に関し必要な事項を定めるものとするものであります。第2条は、運行管理であります。スクールバスの運行管理のための規定であります。

1号は、運行路線の確保、運行経路及び停留所に関することを規定しております。2号は、運行時間帯の調整に関することを規定しております。3号は、運行計画の樹立に関することを規定しております。4号は、前3号に掲げるもののほか利用者との調整など運行管理に関することとしております。第3条は、車両の整備管理であります。車両整備管理のための規定であります。1号は、車両使用状況に関することを規定しております。2号は、運行日誌等の確認及び保管管理に関することを規定しております。3号は、車両の保管及び格納に関することを規定しております。4号は、前3号に掲げるもののほか、車両の修繕等整備管理に関することとしております。第4条は、管理責任者であります。教育長は、町長がスクールバスの運行に関する業務を委託している場合は、委託事業者に対し、運行管理責任者及び車両整備管理責任者を任命しなければならない規定であります。議案書3ページをご覧ください。

第2項は、管理責任者の業務を規定しており、1号では、運行管理責任者は、スクールバスの円滑な運行管理及び安全管理並びに教育委員会が指示すること。2号では、車両整備管理責任者は、安全運行を図るためスクールバスを正常な状態に保つための維持管理することとしております。

第5条は運転手の規定です。スクールバスの運転者は、教育委員会又は運行管理責任者の指示に従い関係法令を遵守し、安全運転に努めなければならない規定であります。

第2項は、運転者の業務を規定しており、1号では、車両の運転。2号では、車両の始業点検、終業点検及び清掃。3号では、運行日誌等の記載。4号では、事故、遅延及び故障等の報告。5号では、乗車券及び定期乗車券の販売。

6号では、乗車券の受領。7号では、前各号に掲げるもののほか、安全運転に必要な業務することとしております。

第6条は運行経路等であります。教育長は、年度当初において、スクールバスの運行路線及び停留所を定め、運行管理責任者に通知し、変更が生じた場合も同様とする規定であります。第2項は、教育長は、児童生徒の通学の用に供する場合のみ児童生徒の保護者から自宅敷地内の停留所設置申出書が提出され、スクールバスの安全運行が確保されると認められる場合は、自宅敷地内を停留所として定めることができる規定であります。第3項は、運転者は、前2項の規定により定められた運行路線以外の路線を運行し、又は停留所以外の場所で乗降をさせてはならない規定であります。ただし、有事の際などの緊急の場合又は障害がある方など教育長が特に認めた場合は、この限りでない規定であります。第4項は、教育長は、天災その他やむを得ない事由によりスクールバスの運行に支障があると認めるときは、運行区間を制限し、運行時刻を変更し、又は運行を中止できる規定であります。第7条は予約の方法であります。第3項では、住民利用しようとする日の前日までの予約は、教育委員会に行うものとする。ただし、委託事業者に業務を委託している場合は、当該運行路線を運行する委託事業者に行うものとする規定であります。議案書4ページをご覧ください。第8条は、予約の変更等であります。予約をした者が、予約の変更又は取消しをするときは、利用しようとする日の前日までの午前9時から午後4時までの間に予約を受けた者に行うものとし、予約の変更等を行おうとする日が土日等の休日に当たるときは、その日前において、土日等の休日でない日とする規定です。第9条は使用料であります。

住民利用をする場合の使用料は、福祉交通回数券をもって使用料に代える場合を除き、あらかじめ乗車券類を購入し、これに充てるものとする規定であります。

第2項では、住民利用する者は、乗車1回につき当該使用料分の乗車券を運転者に渡さなければならない規定であります。第3項では、定期使用料により利用する場合は、定期乗車券を運転者に提示しなければならない。ただし、定期乗車券の利用に当たっては、当該定期乗車券の券面の記名人に限る規定であります。第4項では、定期使用料により利用する場合は、当該定期乗車券の券面に記載された片道の区間使用料の区間において乗車することができる規定です。第10条は乗車券類の購入であります。

乗車券類は、厚岸町役場又は委託事業者の事務所で購入するものとし、ただし、予約したときに申し出ることにより、スクールバス車内で購入することができる規定です。

第2項は、定期乗車券を購入しようとする者は、定期乗車券購入申込書を町長に提出しなければならない規定です。第3項は、乗車券類の購入には、福祉交通回数券をもって、これに充てることができる規定です。第11条は、乗車券類の無効であります。各号のいずれかに該当する乗車券類は無効とする規定であります。1 有効期限を経過した定期乗車券。2 券面表示事項の不明となった乗車券類又は券面表示事項を改変した乗車券類。3 定期乗車券を所持する利用者が、その使用資格を失ったとき。4 使用資格、氏名又は年齢を偽って取得した乗車券類、その他不正な手段により取得した乗車券類。5 その他、不正に乗車券類を利用したときであります。第12条は、還付であります。定期乗車券の使用料の還付は、スクールバスの運行を全部若しくは一部を廃止又は中止した場合に適用するものとし、還付の金額は、1ヶ月定期乗車券の場合は金額を20日で、2ヶ月定期乗車券の場合は金額を40日で除して得た金額に、廃止等に該当した日数を乗じた金額とする規定であります。第2項は、使用料の還付を受けようとする者は、厚岸町デマンドバス使用料還付請求書を町長に提出しなければならない規定であります。第13条は、乗車券等

の引継であります。運転者又は委託事業者は、乗車時に受け取った乗車券及び福祉交通回数券を、教育委員会が指定する日までに厚岸町スクールバス乗車券引継簿及び厚岸町スクールバス住民利用運行日誌を添えて、教育委員会へ引き継がなければならない規定で、第2項は、教育委員会は、厚岸町に引き継ぐものとする規定であります。第14条は、補則であります。この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める規定であります。附則であります。

1として、この規則の施行期日であります。平成30年10月1日から施行するものであります。2として、厚岸町スクールバス運行管理要綱の廃止であります。本規則において、同様の規定を定めることから、同要綱を廃止するものであります。3として経過措置であります。この規則の施行の際現に廃止前の厚岸町スクールバス運行管理要綱の規定によりなされた手続は、制定後の厚岸町スクールバス条例施行規則の規定によりなされた手続とみなすものであります。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます

●教育長 内容は、厚岸町スクールバス条例施行にともなう、条例施行規則の制定についてであります。

これから質疑を行います。

●田辺委員 第4条のは、運行管理責任者及び車両整備管理責任者は、教育長が任命するんですが、任命される管理責任者は委託先の会社からなのか、それとも委託した教育委員会からなのか教えてください。

●管理課長 現に運行管理者及び車両整備責任者を任命しなければならないということで、教育委員会が委託先に任命するという規定です。

●教育長 他にございませんか。

(ありませんの声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はいの声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第57号「厚岸町臨時スクールバス輸送取扱基準の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただいま上程いただきました、議案第57号「厚岸町臨時スクールバス輸送取扱基準の一部を改正する訓令について」その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。議案書10ページをお開き願います。厚岸町スクールバス条例施行規則を制定することにもない、厚岸町スクールバス運行管理要綱が廃止されることから、本基準中に引用している必要な規定の改正と実態にあった規定の整理を行なおうとするものです。改正内容につきましては、お手元に配布させていただいております、議案第57号説明資料、新旧対照表で説明させていただきます。題名であります。題名を厚岸町スクールバス臨時輸送取扱基準と改めるものであります。第1条は、趣旨であります。厚岸町スクールバス運行管理要綱が廃止に伴う、引用条番号等の改正であります。臨時輸送であります。厚岸町スクールバス条例制定に伴い、不要となっ

た規定の削除であります。第2条は、費用負担であります。第2条削除による条の繰り上げ、実態に合わせた臨時輸送経費負担先の実情に合わせた改正を行なったものであります。第3条は、臨時輸送の範囲等であります。見出しの整理、第2条削除による条の繰り上げ及び字句の整理であります。第4条は、臨時輸送時の輸送先での待機等ではありますが、第2条削除による条の繰り上げ及び字句の整理を行ったものであります。第5条は、申請及び承認ではありますが、第2条削除による条の繰り上げ及び字句の整理、厚岸町スクールバス運行管理要綱廃止に伴う、引用条番号等の改正であります。第6条は、その他で、第2条削除による条の繰り上げであります。

恐れ入りますが、議案書11ページにお戻り願います。

附則であります。この訓令は、平成30年10月1日から施行する。とするものであります。

以上、簡単な説明ではあります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 教育長 内容は、厚岸町スクールバス運行管理要綱廃止にともなう、規定等の改正であります。これから質疑を行います。

(ありませんの声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はいの声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

- 教育長 ここで暫時、休憩したいと思います。

再開後の議案第55号「厚岸町教育委員会に属する教育機関嘱託職員の採用について」は、管理課長に出席願います。そのほかの職員におかれましては、ここでご退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

～ 休憩 ～

●教育長 再開します。次に、次に非公開事件の議案第55号「厚岸町教育委員会に属する教育機関嘱託職員の採用について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 【非公開事件のため省略】

●教育長 内容は、学校給食センター嘱託調理員の任用についてであります。

これから質疑を行います。

(ありません声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はいの声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 その他、総体的に何かございますか。

(ありませんの声)

●教育長 以上で、本日の会議日程は全て終了しました。

これをもちまして、第12回教育委員会を閉会します。